岩手県南広域

競争入札参加資格審査申請の手引き

令和５年10月

岩手県南広域14団体

北上市

奥州市

花巻市

遠野市

一関市

金ケ崎町

西和賀町

平泉町

北上地区広域行政組合

岩手中部広域行政組合

北上地区消防組合

岩手中部水道企業団

奥州金ケ崎行政事務組合

一関地区広域行政組合

はじめに

岩手県南広域14団体（北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ケ崎町、西和賀町、

平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、以下「広域団体」といいます。）では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化しつつ、申請を受け付けるシステム（以下「受付システム」といいます。）を導入し、電子申請による受付（以下「共同受付」といいます。）を令和４年11月から実施しています。

申請にあたっては、本手引きをご確認いただき、遺漏のないよう手続きをお願いします。

１　申請を受付する団体

北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ケ崎町、西和賀町、平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合の14団体です。

２　対象者

令和６年度において、岩手県南広域14団体が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設コンサル」といいます）、物品・役務の競争入札等へ参加を希望する全ての方が対象です。

※建設工事/建設コンサル/物品・役務の各区分による申請が必要です。

**※今回は中間年の申請となりますので、前年度に申請を受理されていて、追加の申請事項の無い事業者は、改めて申請する必要はありません。**

ただし、追加申請受付期間は、申請済みの事業者が申請先団体もしくは申請業種を追加する変更申請も可能です。変更申請については、本手引きではなく、別紙「変更申請の手引き」をご覧ください。

３　追加申請受付期間

令和５年11月１日（水）から令和５年11月30日（木）まで（土、日、祝日を除く。）

受付システム稼働時間：８時30分～21時00分

※申請受理通知メール、差し戻しメールの送信には、申請完了から２週間ほどお時間をいただく場合がございます。なお、11月30日を過ぎてから申請が差し戻された場合でも、指定された補正期限内であれば修正可能です。

受付期間内に申請を完了しなかった場合や、補正期限内に内容の不備を修正しなかった場合は、次年度の受付まで申請できません。

４　資格の有効期間及び格付

【物品・役務】

令和６年４月１日から令和７年３月31日

【建設工事及び建設コンサル】

有効期間及び格付は、各団体で別途定めますが、概ね令和６年７月～８月から有効となります。

５　申請方法

①いずれかの広域団体ホームページから、申請書様式第１号（使用印鑑届兼委任状）及び様式第２号（未納なし証明様式）をダウンロードする。

②本手引き８添付書類を参照のうえ、必要書類を取得する。

③インターネットから受付システムにログインする。

④受付システムに申請に係る情報を入力する。

⑤添付書類をスキャナ等でPDFに変換し、受付システムにアップロードする。

⑥入力及びアップロードが終わったら内容を確認のうえ申請情報を提出する。

※③～⑥の詳細な手順は、別紙システム操作マニュアルに掲載

※添付書類を別途郵送する必要はありません。

**※登録の際に付与される受付番号、ユーザID、パスワードは、登録が完了した後も、変更申請や次年度の新規申請で使いますので、大切に保管願います。**受付番号、ユーザID、パスワードを忘れた際は、事務局へご連絡ください。

６　参加資格要件

【共通】

(1)　会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(2)　国税及び市町税を滞納していない者であること。

(3)　暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

【建設工事】

(1)　[建設業法第３条第１項](JavaScript:void%20fnInyLink(104970,'2621600004220630h.html','J3_K1'))の規定による許可を受けている者であること。

(2)　建設業法第27条の23第１項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく同法第27条の29第１項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。

(3)　健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第７条の規定に違反している者でないこと。

【建設コンサル】

(1)　営業に関し法律上資格が必要である場合、その資格を有すること。

(2)　申請日現在において、営業年数が１年以上であること。

(3)　申請日の直前２年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する測量・建設コンサルタント等業務についての業務履行を有すること。

(4)　健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第７条の規定に違反している者でないこと。

【物品・役務】

営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあっては、その資格を有すること。

７　物品・役務の業種選択

物品・役務の業種については、総務省が策定した標準項目をもとに分類しています。今までの分類とは差異がありますので、別紙「営業品目の詳細」を参照の上、業種選択をしてください。

８　添付書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 建設工事 | 建設コンサル | 物品・役務 |
| 1 | 使用印鑑届兼委任状（様式第１号） | 〇 | 〇 | 〇 |
| 2 | 納税証明書の写し  ①国税  「その３の２」または「その３の３」  ②各市町税  納税証明書（前年度）又は未納無し証明書（様式第２号（参考））の写し | 〇 | 〇 | 〇 |
| 3 | 登記事項証明書の写し（法人）  又は市区町村長の発行する身分証明書の写し（個人） |  | 〇 | 〇 |
| 4 | 財務諸表類の写し（直近１年分）  個人事業主は確定申告書の写しでも可 |  | 〇 | 〇 |
| 5 | 総合評定値通知書の写し | 〇 |  |  |
| 6 | 登録証明書等の写し |  | 〇 |  |

添付可能なファイルは、PDF形式となります。１ファイルのサイズ上限は５ＭＢまでで、全体の上限は15ＭＢまでです。上限を超える場合には、画質を低解像度にするなどして、再度添付してください。

No.1については、押印済のものを添付してください。

No.2,3については、申請日の直前３か月以内に発行されたものに限ります。

No.2各市町税納税証明書については、本社及び委任先として設定する営業所の所在地が北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、平泉町、金ケ崎町、西和賀町、紫波町のいずれかにある場合のみ該当する市町の納税証明書を添付してください。

No.3登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書いずれでも可とします。

N0.5については、申請日時点で最新のものに限ります。

９　受理通知の送付

受付の状況については、次のメールが申請時に登録いただいた申請担当者メールアドレスに送信されます。

ア 申請登録完了通知メール：システムの登録が完了した際に送信されます。

イ 申請受理通知メール：受付センターにおける審査終了後に送信されます。

10　不備があった場合の対応

受付センターからシステムに登録した申請担当者メールアドレスに連絡しますので、補正の上、指定された期限までに速やかに対応をお願いします。

※指定された補正期限内に補正が行われないときは、「申請不受理」扱いとなります。

11　受付システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

|  |  |
| --- | --- |
| パソコン【推奨仕様】 | Windows８．１、10、11  ＣＰＵ ：Core Duo １．６ＧＨｚ同等以上  メモリ ：１ＧＢ以上 |
| ブラウザ【推奨仕様】 | Microsoft edge  Google Chrome |
| インターネット接続回線  （インターネットプロバイダへの加入） | 専用回線 ：１２８ｋｂｐｓ～  光ファイバ回線 ：１０Ｍｂｐｓ～ |
| スキャナ | Ａ４サイズの用紙の読み取りができること。 |

12　申請の注意事項

(1)　申請について

申請及び申請書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。

(2)　申請する主体について

申請は、法人（個人）単位です。受任者（営業所・支店等）単位での申請は受け付けません。受任者と事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

(3)　 営業所、支店等への委任について

入札、契約等の権限を営業所、支店等に委任する場合は、「営業所情報」で受任者となる営業所、支店等を登録した上で、「個別情報登録」において、委任する営業所、支店等の状況を登録してください。併せて、委任状の作成をお願いします。

(4)　外字等について

システムで使用できる漢字は、JIS 第1水準、第2水準文字です。使用できない漢字が入力された場合、エラーメッセージが表示されます。外字、機種依存文字等は、正字に置き換えて入力してください。

【記載例】 髙橋 → 高橋

(5)　金額の入力について

金額の入力は千円単位となっていますので、千円未満「切り捨て」で入力してください。

(6)　受付システムを利用できない事業者について

インターネットに接続できるコンピュータを保有していないなどの理由により受付システムを利用できない事業者は、各団体に個別に相談してください。

13　問い合わせ先

　　(1) 申請手続き全般に関すること

岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務局

奥州市財務部財政課契約係

電話：0197-34-1767

電子メール：keiyaku@city.oshu.iwate.jp

(2) 格付、添付書類などの申請団体による特記事項に関すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | 担当課 | 連絡先 |
| 北上市 | 財政課 | 0197-72-8262（課直通） |
| 奥州市 | 財政課 | 0197-34-1767（課直通） |
| 花巻市 | 契約管財課 | 0198-41-3519（課直通） |
| 遠野市 | 管財課 | 0198-62-2111（代表） |
| 一関市 | 総務課 | 0191-21-8223（課直通） |
| 金ケ崎町 | 企画財政課 | 0197-42-2111（代表） |
| 西和賀町 | 総務課 | 0197-82-2111（代表） |
| 平泉町 | 総務課 | 0191-46-5540（課直通） |
| 北上地区広域行政組合 | 総務係 | 0197-68-2203（代表） |
| 岩手中部広域行政組合 | 総務係 | 0197-72-8286（代表） |
| 北上地区消防組合 | 総務課 | 0197-64-1122（代表） |
| 岩手中部水道企業団 | 総務課 | 0198-41-5315（課直通） |
| 奥州金ケ崎行政事務組合 | 企画総務課 | 0197-24-5821（代表） |
| 一関地区広域行政組合 | 総務管理課 | 0191-21-2111（代表） |

※各団体の担当課では、システム操作に関する問い合わせには対応しておりません。